

平成 26 年 6 月 3 日

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 吉川 満里子 様

(回答者)

有限会社 Coo&RIKU

代表取締役 大久保 延子

〒334-0057

埼玉県川口市安行原 1381-1

TEL

FAX



## 回答書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。当職は、回答者  
有限会社 Coo&RIKU 担当者 [REDACTED] と申します。

貴会からいただいた平成 26 年 3 月 19 日付「ご連絡」に対し、以下のとおり回答します。

### 1. 貴社の売買契約書の各条項とペットの治療費の認めない規定についてに対する回答

貴会からの「ご連絡」でいただいた内容にあるように、治療費が高額になってしまう  
ケースなど少なからずあります。弊社としては契約時に事例などをだし説明をした上で  
お客様の負担の少ないペット保険などをご説明し治療負担の軽減に努めています。

しかしながら、第 6 条の治療負担に関する条項のご指摘いただいている内容に関して  
病気の先天的 後天的の判断などの内容から条文変更に至れずにいます。

弊社としても、お客様がペットと幸せに生活を続けることを切に思い運営を心がけてい  
る所在ではありますしお客様とより良い関係を築き歩んでいきたいと考えています  
ので情報を収集し 3 か月程を目途に改善案を出させていただきたいと思えます。

貴会で、モデルケースになりうる他社の条文などあればご指導いただけると大変助かり  
ます。

## 2. 瑕疵担保責任の明記についての回答

前回の、平成 25 年 7 月 31 日付ご連絡を受けた回答書に明記させていただいたように民法の規定の適用あることはあきらかと思いますので明記の必要はないと考えています。しかしながらペットの代替物の提供（第 5 条及び第 8 条）の内容が明記されていて、消費者に分かりづらいと感じるご指摘があるのであれば第 5 条及び第 8 条の条文を修正または削除し消費者に分かりやすい条文に修正を行うべきかと考えます。

しかし、ペットの特性上、お客様はさまざまなケースの状況にある方がいます。その様な状況に対しての対応を知っていただく意味で条文にのせているので、弊社としては削除に関しては、お客様の不利益になると思われ得策とは思いません。

## 3. COO ちゃん生命保障についての回答

貴会のご連絡内容にあるとおり、ペットは生き物である事から様々な問題が考えられます。私どもは、生命保障契約書に明記のとおり理念を持ってご契約の説明をさせて頂いていますので買主様に任意加入であることは説明させて頂きませんが明記の必要はないと考えます。

敬具